

令和8年6月17日

河合町議会議長 疋田 俊文 殿

提出者	河合町議会議員	中山 義 英
賛成者	河合町議会議員	佐 藤 利 治
賛成者	河合町議会議員	常 盤 繁 範
賛成者	河合町議会議員	馬 場 千恵子
賛成者	河合町議会議員	大 西 孝 幸
賛成者	河合町議会議員	長谷川 伸 一

個別外部監査契約に基づく監査請求に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり河合町会議規則第13条の規定により提出いたします。

個別外部監査契約に基づく監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項（議会の監査請求）、252条の40第1項（外部監査契約）及び河合町外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第2項により、監査委員の監査に代えて外部監査人による監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1 監査を求める事項

委託契約全般に関する事務の執行状況について

（理由）

令和2年11月に、奈良県が本町に発令した財政の「重症警報」発令を受けて、令和4年3月に「河合町財政健全化計画」（改訂版）が策定されました。その後、財政状況は少しずつ改善されていますが、依然として「重症警報」の発令は続いています。

「河合町財政健全化計画」（改訂版）の中では、本町の財政状況における課題の1つとして「契約業務の適正化」が挙げられ、その対策として、随意契約の見直しや金額の妥当性などの再検討、契約業務や内部管理経費の見直しによる行政経費の削減などが書かれています。

直近3ヶ年において、一般会計決算で歳出合計に占める委託料の割合は、令和4年度が8億9,023万1千円で12.1%、令和5年度が7億9,946万8千円で9.4%、令和6年度が7億9,422万9千円で8.7%と、高い比率を占めています。

特に、委託契約に関する事務の執行に関しては、地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めていることから、地方公共団体が委託契約を締結する場合、委託契約の必要性、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に限り、実施されるべきものと解されます。

今回「委託契約に関する事務の執行」をテーマに、専門的知見をもって個別外部監査を実施することは、委託契約に係る事務執行の合規制、経済性、効率性及び有効性を総合的に検証する上で、意義があるものと考えます。

以上のことから、河合町議会会議規則第13条の規定に基づき、令和8年6月定例会において、個別外部監査契約に基づく監査請求に関する決議をするものです。

令和8年6月17日

奈良県北葛城郡河合町議会